

特定非営利活動法人
女性予防医療推進機構

定款

特定非営利活動法人女性予防医療推進機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、特定非営利活動法人女性予防医療推進機構という。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を東京都豊島区池袋三丁目30番21号 マルモビル1階に置く。

(目的)

第3条

この法人は、現代社会において深刻化する女性の健康および性に関する課題を中心に、男女の相互理解と協力のもと、誰もが安心して生きられる社会の実現を目指し、性感染症（STI）や子宮頸がん等の予防医療の普及、正確な性知識の啓発、検診・検査体制の整備、適切な避妊法の理解促進などを通じて、若年層を含むすべての人々の生命・身体・生殖・精神・社会・経済的権利を守ることを目的とする。また、根拠に基づく情報の提供や市民・専門家・行政・教育機関等との連携、予防医療支援の仕組みづくりを通じて、健康と人権を中心に据えた持続可能な社会的基盤の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 正しい性知識の普及を目的とした講演会、出前授業等の教育事業
- (2) 子宮頸がんや性感染症等の早期発見のための検査キット等の普及啓発事業
- (3) 性に関する正確な情報発信と偏見是正を目的とした広報・メディア事業
- (4) 企業・自治体等を対象とした性教育・健康リテラシーに関する研修・コンサルティング事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、すでに納入した入会金、会費は、返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上10人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、

又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条

役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条

役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(3) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条

この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条

総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く、第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散にともなう残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第23条

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条

総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条

各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条

理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条

理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条

理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条

各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条

この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第45条

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届けなければならない。

(解散)

第49条

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	伊奈 絵里佳
副理事長	干場 みなみ
理 事	本田 瑞穂
理 事	柳田 好史
理 事	遠藤 知穂
監 事	石井 友二

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月

31日までとする。

- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 当法人には、役員以外に当法人運営に関する助言をする顧問の役職を置くこととする。なお、顧問に就いては、役員からの推薦で役員会にて任命することが出来る。
- 7 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条に規定にかかわらず次に掲げる通りとする。

【入会金】

正会員(個人・団体)、賛助会員 とも 一律 5,000円

【年会費】

- (1) 正会員(個人・団体) 5,000円
- (2) 賛助会員(個人1口以上・団体2口以上) 1口5,000円

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人女性予防医療推進機構

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名			
1	☒ 理事・ ☒ 監事	イナ エリカ		有・ ☒ 無	理事長
		伊奈 絵里佳			
2	☒ 理事・ ☒ 監事	ホシバ ミナミ		有・ ☒ 無	副理事長
		干場 みなみ			
3	☒ 理事・ ☒ 監事	ホンダ ミズホ		有・ ☒ 無	
		本田 瑞穂			
4	☒ 理事・ ☒ 監事	ヤナギダ ヨシフミ		有・ ☒ 無	
		柳田 好史			
5	☒ 理事・ ☒ 監事	エンドウ チホ		有・ ☒ 無	
		遠藤 知穂			
6	理事・ ☒ 監事	イシイ トモジ		有・ ☒ 無	
		石井 友二			
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和 7 年度 事業計画書

特定非営利活動法人女性予防医療推進機構

1 事業実施の方針

本法人は、「誰もが安心して生きられる社会の実現」を理念に掲げ、女性の健康と権利に関する課題に対応する予防医療の普及を目的として設立された。特に、性感染症（STI）および子宮頸がんの予防、正しい性知識の啓発、検診・検査体制の整備、避妊法の正確な理解の促進を通じて、若年層を含むすべての人々のウェルビーイングの向上に貢献する。活動初年度である令和 7 年度は、以下に掲げる特定非営利活動に係る事業を中心に展開し、地域・行政・教育機関・企業との連携を深めつつ、持続可能な活動基盤の構築を目指す。

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業 （事業費の総費用【1,764】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1) 正しい性知識の普及を目的とした講演会、出前授業等の教育事業	理事長（HPV キャリア）自身の体験談、副理事長（産婦人科医）等法人内部役員の専門知識を結集し、中高・大学等で出前授業や講演会を実施。体験に基づく「生の声」と科学的根拠に基づく解説を融合し、若者に正しい性知識と予防医療の重要性を伝える。	月 1～2 回	首都圏の学校、公的施設	約 20 名	学生・保護者・教職員	約 1,000 人	400
(2) 子宮頸がんや性感染症等の早期発見のための検査キット等の普及啓発事業	子宮頸がんや性感染症早期発見を目的に、啓発イベント開催や検査キット配布、リーフレット作成を実施。クラウドファンディングを活用し、検査キットの普及を目指す。	通年	各種イベント会場 & WEB	約 15 名	若年層・一般女性	約 2,000 人	480

書式第8号（法第10条・第25条関係）

(3)性に関する正確な情報発信と偏見是正を目的とした広報・メディア事業	自社運営のホームページ「フェムテックメディア」の運営やSNS・動画配信を通じ、性に関する正確な情報発信と偏見是正を推進。さらにクラウドファンディングを活用し、広く社会に向けた啓蒙啓発活動をより一層具体的に展開する。	通年	WEB オンライン	約5名	性感染症問題に関心のある一般市民	月間 3,000PV 見込	384
(4)企業・自治体等を対象とした性教育・健康リテラシーに関する研修・コンサルティング事業	企業・自治体を対象に、性教育や健康リテラシー向上の研修や教材提供を実施。加えて政策提言を通じ、民間企業が人材育成や福利厚生の一環として積極的に性教育・予防医療対策に取り組める仕組みを構築し、社会全体での課題解決を推進する。	通年	各施設・オンライン	約10名	職員・教職員・公務員等	約300人	500

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人女性予防医療推進機構

1 事業実施の方針

本法人は、「誰もが安心して生きられる社会の実現」を理念とし、女性の生涯にわたる健康と性に関する権利の保障を推進するため、予防医療の普及啓発活動を展開する。令和8年度は、初年度での活動実績と社会的反響を踏まえ、より広範な層への情報提供と、持続可能な体制整備を重視する。また、行政・教育機関・医療機関・企業との多層的連携を強化し、デジタル技術の活用や多言語対応等も視野に入れ、包括的なウェルビーイング実現としての社会貢献を目指す。

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

（事業費の総費用【3,880】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益対象者 範囲	受益対象者 人数	事業費 (千円)
(1) 正しい性知識の普及を目的とした講演会、出前授業等の教育事業	理事長（HPVキャリア）の体験談と副理事長（産婦人科医）をはじめとした役員の専門知識を結集し、中高・大学等で出前授業や講演会を実施。体験に基づく「生の声」と科学的根拠を融合させ、若者に正しい性知識と予防医療の重要性を伝えるとともに、動画教材制作やデジタルメディアの活用により広く継続的な学習機会を提供する。	月2回	首都圏の学校・公共施設・オンライン	約25名	学生・保護者・教職員	約1,500人	1,020
(2) 子宮頸がんや性感染症等の早期発見のための検査キット等の普及啓発事業	子宮頸がんや性感染症の早期発見を目的に、啓発イベントの開催や検査キット配布、リーフレット作成を実施。クラウドファンディングに加え助成金の活用も図り、検査キットの普及と啓発活動を持続的かつ実践的に推進する。	通年	イベント会場・医療機関連携・WEB	約18名	若年層・一般女性	約2,500人	1,080

書式第 8 号（法第 10 条・第 25 条関係）

(3)性に関する正確な情報発信と偏見是正を目的とした広報・メディア事業	自社運営のホームページ「フェムテックメディア」の運営や SNS・動画配信を通じ、性に関する正確な情報発信と偏見是正を推進。クラウドファンディングに加え、助成金や補助金の活用も組み合わせることで、広く社会に向けた啓蒙啓発活動を継続的かつ効果的に展開する。	通年	WEB・動画配信プラットフォーム	約 6 名	一般市民・若年層	月間 10,000PV 想定	900
(4) 企業・自治体等を対象とした性教育・健康リテラシーに関する研修・コンサルティング事業	企業・自治体を対象に、性教育や健康リテラシー向上の研修や教材提供を実施。さらに政策提言を行い、民間企業が人材育成や福利厚生の一環として性教育・予防医療対策に取り組める仕組みを構築するとともに、より多くの事業者理解を深めてもらうことで社会全体の課題解決を推進する。	通年	各施設・オンライン	約 12 名	企業職員・教職員・自治体職員等	約 400 人	880

令和7年度 活動予算書(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人女性予防医療推進機構

(単位:円)

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			550,000
受取入会金		250,000	
正会員受取会費		200,000	
賛助会員受取会費		100,000	
2 受取寄附金			50,000
受取寄附金		50,000	
3 受取助成金等			0
受取補助金		0	
4 事業収益			2,160,000
正しい性知識の普及を目的とした講演会、出前授業等の教育事業収益		490,000	
子宮頸がんや性感染症等の早期発見のための検査キット等の普及啓発事業収益		550,000	
性に関する正確な情報発信と偏見是正を目的とした広報・メディア事業収益		580,000	
企業・自治体等を対象とした性教育・健康リテラシーに関する研修・コンサルティング事業収益		540,000	
5 その他の収益			200
受取利息		200	
経 常 収 益 計			2,760,200
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			1,440,000
(1) 人件費			
給料手当		0	
役員報酬		0	
謝金		1,440,000	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			324,000
会議費		72,000	
旅費交通費		144,000	
施設等評価費用		0	
減価償却費		0	
印刷製本費		60,000	
通信運搬費		48,000	
事業費計			1,764,000
2 管理費			360,000
(1) 人件費			
役員報酬		0	
給料手当		0	
謝金		360,000	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			336,000
消耗品費		60,000	
水道光熱費		36,000	
通信運搬費		72,000	
地代家賃		96,000	
旅費交通費		36,000	
各種保険料		36,000	
減価償却費		0	
管理費計			696,000
経 常 費 用 計			2,460,000
当期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			300,200
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益		0	
過年度損益修正益		0	
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経 常 外 費 用 計			0
当期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③			300,200
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
設立時正味財産額・・・⑤			
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④+⑤			230,200

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人女性予防医療推進機構

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			650,000
受取入会金		150,000	
正会員受取会費		350,000	
賛助会員受取会費		150,000	
2 受取寄附金			500,000
受取寄附金		500,000	
3 受取助成金等			900,000
受取助成金		900,000	
4 事業収益			2,720,000
正しい性知識の普及を目的とした講演会、出前授業等の教育事業収益		580,000	
子宮頸がんや性感染症等の早期発見のための検査キット等の普及啓発事業収益		650,000	
性に関する正確な情報発信と偏見是正を目的とした広報・メディア事業収益		680,000	
企業・自治体等を対象とした性教育・健康リテラシーに関する研修・コンサルティング事業収益		810,000	
5 その他の収益			500
受取利息		500	
経常収益計			4,770,500
【B】 経常費用			
1 事業費			3,480,000
(1) 人件費			
給料手当		0	
役員報酬		0	
謝金		3,480,000	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			400,000
会議費		100,000	
旅費交通費		144,000	
施設等評価費用		0	
減価償却費		0	
印刷製本費		120,000	
通信運搬費		36,000	
事業費計			3,880,000
2 管理費			540,000
(1) 人件費			
役員報酬		0	
給料手当		0	
謝金		540,000	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			336,000
消耗品費		72,000	
水道光熱費		36,000	
通信運搬費		48,000	
地代家賃		96,000	
旅費交通費		36,000	
各種保険料		48,000	
減価償却費		0	
管理費計			876,000
経常費用計			4,756,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			14,500
【C】 経常外収益			
固定資産売却益		0	
過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			14,500
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			230,200
次期繰越正味財産額③－④+⑤			174,700

特定非営利活動法人女性予防医療推進機構 設立趣旨書

1 背景と現状とその課題

現代社会において、女性の人権を尊重し、誰もが安心して生活できる社会の実現が求められています。WHO が定義する健康（ウェルビーイング）は、身体的・精神的・社会的・経済的・環境的側面が相互に関連する包括的な概念であり、女性の健康と権利に向き合うには、こうした多面的な観点からの支援が不可欠です。しかし現実には、若年層を中心に HPV 感染やクラミジア等の性感染症（STI）の罹患率が上昇しており、HPV ワクチンの接種率も十分に高まっていないのが現状です。また、経口避妊薬の誤解によるコンドーム使用率の低下や、SNS の普及による出会いの変化、正確な性知識の不足といった課題も複合的に関与し、深刻な公衆衛生問題となっています。

さらに、インターネット上に流通する根拠の乏しい情報や、家庭・学校・医療機関の連携不足も、若年層のリスクを高める一因となっており、女性の生命・健康・生殖・精神・社会・経済面にわたって深刻な影響を及ぼしています。

2 あるべき姿

これらのリスクの多くは、HPV ワクチンの接種や検診・検査の受診、正しい避妊法の理解と実践、早期治療の促進といった予防医療により大きく軽減または回避が可能です。しかし、日本ではその重要性が社会的ムーブメントとして浸透しておらず、持続可能な形で根付いていないのが実情です。

代表者自身も、学生時代に自覚のないまま HPV に感染し、社会人になってからの発症で初めてその事実を知るという経験を経て、予防医療と性教育の重要性、そして社会としての対応の必要性を痛感しました。

3 活動実績

代表者はこれまで、女性医師や市民活動家との対談、学校現場での性教育講演、予防医療イベント、検査機関との連携による検査キットの開発・販売、企業・自治体との協議などを通じ、予防医療の普及と支援体制の構築に努めてきました。これらの活動は、個人の経験と社会課題への問題意識に根差したものであり、今後さらに広く展開していく必要があります。

4 法人格取得の目的

個人や民間のみでは対応が困難な課題に対し、継続的かつ信頼性のある取り組みを行うには、法人格の取得と公的な信用の確保が不可欠です。今後は、同様の問題意識を持つ市民や関係機関と連携し、行政とも協働しながら、SDGs の視点も取り入れた女性の健康と人権を守る社会的基盤づくりを推進してまいります。

NPO 法人としては、適正なガバナンスのもと、定期総会の開催、情報公開、報告書提出等を通じて、透明性と信頼性を確保し、子宮頸がんおよび性感染症の予防を柱とした公益活動を展開していきます。

申請に至るまでの経緯

■イベントでの情報発信

- ・2025 年：多摩未来メッセ（株式会社アイラボと連携）にて、子宮頸がん予防をテーマとした啓発ブースを出展。

- ・2023年・2024年：東京ビッグサイト開催「FEM+」イベントにて、セルフケアおよび予防医療に関する情報を発信。
- ・2024年：その他、女性の健康・ウェルビーイングをテーマとする各種イベントに多数参加し、来場者への啓発を実施。

■講演活動

- ・2023年、2024年：跡見学園女子大学にて、「健康とキャリアの両立」をテーマにした特別講義を実施。学生・教職員双方から高い評価を得ており、今後は他大学への展開も検討中。

■企業との連携活動

- ・2024年：PERSOL グループの社内ウェルビーイング推進企画「体知恵袋」にて、子宮頸がんに関する啓発コンテンツを提供。社員の健康意識向上を図る取り組みに貢献。

■自治体との協働

- ・2025年：東京都が運営する「Tokyo Innovation Base (TiB)」にて、プレコンセプションケア（妊娠前の健康管理）をテーマにした市民向けセミナーを企画・登壇。

■団体との連携

- ・2024年：一般社団法人フェムテック協会と連携し、キャリアと健康の両立をテーマとしたオンラインセミナーを開催。
- ・2024年：リプロダクティブヘルスアワードの関連企画として、子宮頸がんおよび性感染症の予防に関する啓発活動を展開。

■メディア運営

- ・2024年～：自社運営の情報プラットフォーム「フェムテックメディア」にて、医師・薬学博士などの専門家による正しい医療知識やセルフケア情報を継続的に発信

令和7年7月27日

設立代表者 伊奈 絵里佳